

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月1日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年9月27日から平成30年2月15日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月26日付をもって提出し、平成29年9月27日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、主要投資対象ファンドである、「世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」のマザーファンドの投資顧問会社および「ニッポン・オフショア・ファンズ - JM・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」の副投資運用会社が統合により新会社となりましたので、その訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7) 【申込期間】

<訂正前>

平成29年9月27日から平成30年3月23日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

当ファンドは、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日現在の受益者を対象とし、平成29年11月2日まで行い、平成29年11月6日の書面決議で可決された場合、申込期間は平成30年2月15日までとなり、申込期間は更新されません。

なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

平成29年9月27日から平成30年2月15日まで

当ファンドは、繰上償還にかかる書面決議が可決されましたので、申込期間は平成30年2月15日までとなり、申込期間は更新されません。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

(1 2) 【その他】

<訂正前>

(省 略)

繰上償還の手続きの実施

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっておりますが、当該ファンドにつきましては、純資産総額が少額にとどまっているため、管理会社でありますB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成30年2月8日をもって繰上償還することが決議されました。管理会社によりますと、平成29年12月より保有有価証券の順次現金化が開始される予定です。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日現在の受益者を対象とし、平成29年11月2日まで行い、平成29年11月6日の書面決議で可決された場合、予定通り平成30年2月20日をもって繰上償還することいたします。

書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

なお、平成29年9月27日以降、当ファンドを購入申込みにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドのお申込みの際には、上記繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

(省 略)

繰上償還の実施

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっておりますが、当該ファンドにつきましては、純資産総額が少額にとどまっているため、管理会社でありますB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成30年2月8日をもって繰上償還することが決議されました。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定で、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に

に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行ったところ、平成29年11月6日の書面決議で可決されましたので、予定通り平成30年2月20日をもって繰上償還いたします。
当ファンドのお申込みの際には、上記繰上償還の内容をご理解のうえ、お申込みください。
詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(省 略)

ファンドの特色

(省 略)

- c. 実質的な運用は、BNYメロン・グループ^{*}傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（以下、スタンディッシュ・メロン社という場合があります。）が債券部分の運用を、メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（以下、メロン・キャピタル社という場合があります。）が株式部分の運用を担当します。

^{*} BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・ エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン社は、1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2017年6月末現在で約1,565億米ドル（約17.5兆円、1米ドル=112.00円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約130名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しています。



メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

メロン・キャピタル社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの傘下の資産運用会社の1つとして1983年に設立された（本社サンフランシスコ）、G T A A（グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション）戦略やインデックス運用など定量モデルによる運用において豊富な経験を有する運用会社です。

メロン・キャピタル社の設立者の一人であるウィリアム・ファウゼは、インデックス運用のパイオニア的存在であり、世界で初めて株式のパッシブ・ポートフォリオの開発を行ったと認知されています。

2017年6月末現在の総運用資産は約3,525億米ドル（約39.4兆円、1米ドル＝112.00円で換算）に上ります。

（注）G T A Aとはグローバル・タクティカル・アセット・アロケーションの略で、機動的にグローバルな資産配分を変更していく運用を指します。“G T A A”は、メロン・キャピタル社の日本における登録商標（登録番号4323165号）です。

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

c. **実質的な運用は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるBNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションが行います。**

（削 除）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

BNYメロン・グループの「メロン・キャピタル・アセット・マネジメント・コーポレーション」、「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社です。本統合により、実質的な運用に関する主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが債券部分および株式部分の運用を行います。

本社：米国ボストン

本統合により、実質的な運用に関する主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが運用を行うことから、2 投資方針（3）運用体制（参考）および3 投資リスク（2）リスク管理体制（参考）について、統合前の「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」ならびに「メロン・キャピタル・アセット・マネジメント・コーポレーション」における運用体制およびリスク管理体制を記載しております。

（省 略）

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（省 略）

金融商品による例外的な運用指図

(省 略)

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要

(省 略)

(参考)世界新興国ソブリン・マザーファンド

ファンド名	世界新興国ソブリン・マザーファンド
	(省 略)
投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

1. ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド

ファンド名	ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド
	(省 略)
副投資運用会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

<訂正後>

(省 略)

金融商品による例外的な運用指図

(省 略)

(参考)世界新興国ソブリン・マザーファンド

ファンド名	世界新興国ソブリン・マザーファンド
	(省 略)
投資顧問会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要

1. ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド

ファンド名	ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド
	(省 略)
副投資運用会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

(3) 【運用体制】

<訂正前>

(省 略)

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。

(参考)スタンディッシュ・メロン社の運用体制

「世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」の投資対象である「世界新興国ソブリン・マザーファンド」の運用は、「スタンディッシュ・メロン社」が行います。

(図省略)

各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン社

(注) 上記は2017年3月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

(参考)メロン・キャピタル社の運用体制

「ニッポン・オフショア・ファンズ - J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」の運用は、「メロン・キャピタル社」が行います。

（図省略）

（注）上記の運用体制は2017年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

（省 略）

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。

（参考）スタンディッシュ・メロン社の運用体制

（削 除）

（図省略）

各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン社

（注）上記は2017年3月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

（参考）メロン・キャピタル社の運用体制

（削 除）

（図省略）

（注）上記の運用体制は2017年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりますが、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日現在の受益者を対象とし、平成29年11月2日まで行い、平成29年11月6日の書面決議で可決された場合、予定通り平成30年2月20日をもって繰上償還することといたします。

なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

<訂正後>

ファンドの信託期間は、無期限とさせて頂いておりましたが、繰上償還にかかる書面決議が可決されましたので、平成30年2月20日をもって繰上償還いたします。